

世田谷区公報

目次

条 例

- 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 (55) 2
- 世田谷区立区民センター条例の一部を改正する条例 (56) 3
- 世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例 (57) 3
- 世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例 (58) 3
- 世田谷区児童養護施設退所者等奨学金条例の一部を改正する条例 (59) 3
- 世田谷区立保育園条例の一部を改正する条例 (60) 4
- 世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 (61) 4
- 世田谷区立公園条例の一部を改正する条例 (62) 12
- 世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 (63) 12

規 則

- 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則 (108) 13
- 世田谷区非常勤職員規則の一部を改正する規則 (109) 13
- 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (110) 13
- 勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則の一部を改正する規則 (111) 13
- 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (112) 13
- 職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則 (113) 14
- 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (114) 14
- 職員の結核休養に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (115) 14
- 世田谷区職員住宅の設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則 (116) 14
- 世田谷区契約事務規則の一部を改正する規則 (117) 14
- 世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則 (118) 14
- 世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則 (119) 15
- 世田谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 (120) 17
- 世田谷区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則 (121) 17
- 世田谷区感染症の予防及び感染症

- の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則 (122) 17

告 示

- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示 (909) 17
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示 (910) 17
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示 (911) 17
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示 (912) 17
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定の告示 (913) 17
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の指定事項の変更の告示 (914) 17
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示 (915) 18
- 地方自治法に基づく予算の公表 (916) 18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (917) 18
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示 (918) 18
- 都市公園法に基づく世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の告示 (919) 18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (920) 18
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (921) 18
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (922) 18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (923) 18
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (924) 18
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示 (925) 18
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (926) 19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (927) 19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (928) 19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (929) 19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (930) 19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (931) 19

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (932) 19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (933) 19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (934) 19
- 建築基準法に基づく道路位置指定の取消しの告示 (935) 20
- 建築基準法に基づく道路位置指定の取消しの告示 (936) 20
- 地方自治法及び世田谷区財政状況の公表に関する条例に基づく財政状況の公表 (937) 20
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (938) 21
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (939) 21
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (940) 21
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (941) 21
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (942) 21
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (943) 21
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (944) 21
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (945) 21
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (946) 22
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (947) 22
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定、区管理道路線の区域決定及び供用開始の告示 (948) 22
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (949) 22
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (950) 22
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (951) 22
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (952) 22
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (953) 22
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の供用開始の告示 (954) 22
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (955) 23
- 令和4年第2回世田谷区議会臨時会招集の告示 (956) 23
- 世田谷区公契約の労働報酬下限額について (957) 23
- 令和4年第2回世田谷区議会臨時会案件追加の告示 (958) 23
- 道路法に基づく特別区道路線の区

域変更及び供用開始の告示 (959).....23	案縦覧の公告 (113).....27	する規則の一部を改正する規則 (21).....31
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (960).....24	○都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告 (114).....27	○幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (22)32
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (961).....24	○都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告 (115).....27	○義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 (23)32
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (962).....24	○都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告 (116).....28	告 示 (選)
○地方自治法に基づく予算の公表 (963)24	○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更案の縦覧の公告 (117).....28	○公職選挙法に基づく選挙人名簿からの抹消の告示 (26)32
○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示 (964).....24	○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更案の縦覧の公告 (118).....28	○地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和4年12月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示 (27)32
○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示 (965).....24	○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更案の縦覧の公告 (119).....28	○公職選挙法に基づく選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の告示 (28)32
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (966).....24	○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更案の縦覧の公告 (120).....28	○世田谷区選挙執行規程の一部改正 (29).....32
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更の告示 (967).....24	○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更案の縦覧の公告 (121).....28	告 示 (農)
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (968).....24	○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更案の縦覧の公告 (122).....28	○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示 (11).....33
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (969).....24	○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更案の縦覧の公告 (123).....29	
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (970).....24	○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更案の縦覧の公告 (124).....29	
○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の辞退の告示 (971).....25	○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更案の縦覧の公告 (125).....29	
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (972).....25	○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更案の縦覧の公告 (126).....29	
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (973).....25	○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更案の縦覧の公告 (127).....29	
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (974).....25	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (128).....29	
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (975).....25	○建築基準法に基づく一団地の区域等の認定の公告 (129).....29	
○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (976)25	○都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写真の送付に伴う関係図書縦覧の公告(130) ...30	
公 告	○都市計画法に基づく都市計画事業の変更図書の写真の送付に伴う関係図書縦覧の公告(131) ...30	
○都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告 (102).....25	○都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写真の送付に伴う関係図書縦覧の公告(132) ...30	
○都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告 (103).....26	○予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施内容の変更の公告 (133).....30	
○都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告 (104).....26	規 則 (教)	
○都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告 (105).....26	○世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則の一部を改正する規則 (18)31	
○都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告 (106).....26	○幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (19).....31	
○都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告 (107).....26	○教職調整額に関する規則の一部を改正する規則 (20)31	
○都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告 (108).....26	○幼稚園教育職員の管理職手当に關	
○都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告 (109).....26		
○都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告 (110).....27		
○都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告 (111).....27		
○都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告 (112).....27		
○都市計画法に基づく都市計画変更		

条 例

次に掲げる条例を公布する。

令和4年12月9日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区条例第55号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

世田谷区条例第56号

世田谷区立区民センター条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第57号

世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第58号

世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第59号

世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第60号

世田谷区立保育園条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第61号

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第62号

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第63号

世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例等の一

部を改正する条例
(職員の退職手当に関する条例の一部改正)
第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和31年12月世田谷区条例第44号)の一部を次のように改正する。
第2条第2項を次のように改める。
2 前項第3号に規定する勤務形態が同項第1号及び第2号に掲げる職員に準ずるものとは、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく世田谷区規則その他の規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)の数(以下「勤務日数」という。)が18日(1箇月間の日数(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年3月世田谷区条例第14号)以下「勤務時間条例」という。)第18条第1項の規定及びその他の規程による週休日等(勤務時間条例第4条及び第5条の規定による週休日、勤務時間条例第10条及び第11条の規定による休日並びに勤務時間条例第12条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。)に相当する日は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該20日に満たない日数との差に相当する日数を減じた日数。以下「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものをいう。
第3条第2項中「(常時勤務を要する

職員について定められている勤務時間以上勤務した日に限る。次項において同じ。)が18日」を「が職員みなし日数」に改め、同条第3項中「18日」を「職員みなし日数」に改める。
第10条第4項各号列記以外の部分を次のように改める。
4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月(現実に職務に従事することを要する日(次に掲げる期間(無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。))以外の期間における週休日等並びに勤務時間条例第18条第1項の規定及びその他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。)のあった月を除く。)をいう。
第10条第4項第8号中「育児短時間勤務等」の次に「(地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。)」を加え、同号を同項第9号とし、同項第7号中「地方公務員の育児休業等に関する法律」の次に「(平成3年法律第110号)」を加え、同号を同項第8号とし、同項第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。
(5) 自己啓発等休業(地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。)の期間
第11条第2項及び第13条第2項中「常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改める。
第2条 職員の退職手当に関する条例の一

部を次のように改正する。
第10条第4項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。
(5) 高齢者部分休業(地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。)の期間
(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
第3条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(令和4年9月世田谷区条例第31号)の一部を次のように改正する。
第10条第4項の改正規定を削る。
附則
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

世田谷区立区民センター条例の一部を改正する条例
世田谷区立区民センター条例(昭和47年12月世田谷区条例第44号)の一部を次のように改正する。
別表第1世田谷区立奥沢区民センターの項中「東京都世田谷区奥沢三丁目47番8-201号」を「東京都世田谷区奥沢三丁目31番6号及び奥沢五丁目40番6号」に、「ロビー・資料コーナー 体育施設」を「ロビー」に改める。
別表第3の1の部世田谷区立奥沢区民センターの項を次のように改める。

世田谷区立奥沢区民センター	第1会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	第2会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円

附則
1 この条例は、規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。
2 世田谷区立奥沢区民センターの施設の使用(施行日以後の使用に限る。)の承認を受けようとする者は、施行日前においても、この条例による改正後の世田谷区立区民センター条例(以下「改正後の条例」という。)の規定の例により、その承認に係る申請を行うことができる。
3 区長は、前項の申請があった場合には、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認をすることができる。
世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例
世田谷区清掃・リサイクル条例(平成11年12月世田谷区条例第52号)の一部を次のように改正する。
別表1の部1の項中「40円」を「46円」に改め、同部2の項中「40円」を「46円」に、「76円」を「87円」に改め、同部3の項中「40円」を「46円」に、「2,800円」を「3,200円」に改める。
附則

(施行期日)
1 この条例は、令和5年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。(経過措置)
2 この条例の規定(別表1の部3の項の改正規定(「2,800円」を「3,200円」に改める部分に限る。))に限る。)による改正後の同項の規定は、施行日以後に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
3 この条例による改正前の第56条第1項の規定により交付された有料ごみ処理券は、令和5年10月31日までの間は、なお使用することができる。この場合において、当該有料ごみ処理券を使用した事業者については、当該有料ごみ処理券を添付した廃棄物につき、この条例による改正後の別表の規定による廃棄物処理手数料の納付があったものとみなす。
世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例
世田谷区学童クラブ条例(平成24年12月

世田谷区条例第74号)の一部を次のように改正する。
別表中丸小新BOP学童クラブの項中「東京都世田谷区野沢三丁目34番16号」を「東京都世田谷区野沢三丁目33番12号」に改める。
附則
この条例は、令和5年1月4日から施行する。
世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金条例の一部を改正する条例
世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金条例(平成28年3月世田谷区条例第15号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金条例
第1条を次のように改める。
(設置の目的)
第1条 次に掲げる者の社会的自立に向け、区がこれらの者に対し、大学等への進学後の学費並びに就労に係る技能の習得及び生活の安定のために必要となる費用の助成を行う資金とするため、世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金

<p>(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第41条に規定する児童養護施設又は法第44条に規定する児童自立支援施設を退所した者（法第31条第2項の規定によりこれらの施設に引き続き入所している者を含む。）</p> <p>(2) 法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は法第6条の4に規定する里親（以下「里親等」という。）への委託の措置を解除された者（法第31条第2項の規定により里親等に引き続き委託されている者を含む。）</p> <p>(3) 自立援助ホーム（法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う施設をいう。）に入所している者又は退所した者</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたる者</p> <p>附 則 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>	
<p>世田谷区立保育園条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区立保育園条例（昭和27年8月世田谷区条例第13号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表世田谷区立奥沢西保育園の項を削り、同表世田谷区立深沢保育園の項中「深沢保育園」を「等々力中央保育園」に、「深沢五丁目16番17号」を「等々力四丁目19番18号」に改める。</p> <p>附 則 この条例は、規則で定める日から施行する。</p>	<p>100㎡。ただし、次の場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物の敷地に接する区画道路又は都市計画道路の部分として整備された当該敷地に建築する場合</p> <p>(2) 道路の築造を伴う開発行為について、工事完了の公告のあった区域に建築する場合</p> <p>(3) 土地区画整理事業の認可等の公告があった区域に建築（建築物の敷地が土地区画整理道路に接する場合又は当該敷地内に土地区画整理道路</p>
<p>世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和62年7月世田谷区条例第34号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第2備考以外の部分に次のように加える。</p>	<p>10分の4。ただし、次の場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物の敷地に接する区画道路又は都市計画道路の部分として整備された当該敷地に建築する場合</p> <p>(2) 道路の築造を伴う開発行為について、工事完了の公</p>
<p>世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和62年7月世田谷区条例第34号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第2備考以外の部分に次のように加える。</p>	<p>10分の8。ただし、次の場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物の敷地に接する区画（計画書に示す区画道路をいう。以下この項において同じ。）又は都市計画道路（都市計画法第11条第1項の規定により都市計画</p>
	<p>住宅地区</p> <p>東京都市計画世田谷西部地域上祖師谷・給田地区整備計画</p>

施設と	して定	められ	た道路	をいう。	以下こ	の項に	おいて	同じ。)	の部分	(建築	物の敷	地が2	以上の	区画道	路及び	都市計	画道路	に接す	る場合	は、そ	れぞれ	の区画	道路及	び都市	計画道	路の部	分とす	る。以	下この	項にお	いて同	じ。)	が道路	として	整備さ	れた当	該敷地	に建築	する場	合	(2) 道路	の築造	を伴う	開発行																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
告のあ	った区	域に建	築する	場合	(3) 土地	区画整	理事業	の認可	等の公	告のあ	った区	域に建	築する	場合(建築物	の敷地	が土地	区画整	理道路	に接す	る場合	又は当	該敷地	内に土	地区画	整理道	路があ	る場合	におい	ては、	区長が	交通上、	安全上、	防火上、	及び衛	生上支																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

合にお
いて、
当該敷
地のう
ち土地
区画整
理道路
に係る
部分の
面積は、
敷地面
積又は
敷地の
部分の
面積に
算入し
ないも
のとす
る。)

為につ
いて、
都市計
画法第
36条第
3項の
規定に
よる工
事が完
了した
旨の公
告(以
下この
項にお
いて「
工事完
了の公
告」と
いう。)
のあっ
た区域
に建築
する場
合
(3) 次の
公告の
あった
区域(こ
の項に
おいて
「土地
区画整
理事業
の認可
等の公
告のあ
った区
域」と
いう。)
に建築
する場
合(建
築物の
敷地が

当該区域に係る事業に計画に定められた公設共施設としての道路（以下この項において「土地区画整理道路」という。）に接する場合は当該敷地内に土地区画整理道路がある場合においては、区長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められた建築物を建築するときに限る。この場合において、当該敷

地のうち土地整理道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分面積に算入しないものとする。) ア 土地整理法第9条第3項の規定による土地整理事業の施行についての認可の公告及び同法第10条第3項の規定による事

業計
画の
変更
につ
いて
の認
可の
公告
イ 土
地区
画整
理法
第21
条第
3項
の規
定に
よる
土地
区画
整理
組合
の設
立に
つ
いて
の認
可の
公告
及同
法第
39条
第4
項の
規定
によ
る事
業計
画の
変更
につ
いて
の認
可の
公告

		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>東京都市計画世田谷西部地域上北沢地区地区整備計画</p> </div>		
		<p>別表第3中</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>東京都市計画世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区整備計画</p> </div> <p>を</p>		
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>東京都市計画世田谷西部地域上北沢地区地区整備計画</p> </div> <p>に改める。</p>		
		<p>附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>		
	17m	<p>世田谷区立公園条例の一部を改正する条例 世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。 別表第1の1の部(5)の款世田谷区立上北沢公園の項の次に次のように加える。</p>		
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">世田谷区立上北沢しゃりん公園</td> <td style="padding: 2px;">東京都世田谷区上北沢一丁目5番3号</td> </tr> </table>	世田谷区立上北沢しゃりん公園	東京都世田谷区上北沢一丁目5番3号
世田谷区立上北沢しゃりん公園	東京都世田谷区上北沢一丁目5番3号			
		<p>附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>		
	125㎡	<p>世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年3月世田谷区条例第23号）の一部を次のように改正する。 第4条第2号イ中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号ロ中「7,560円」を「7,700円」に改める。 第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。 第11条各号列記以外の部分中「310,500円」を「316,250円」に改め、同条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に改め、同条第2号中「262,530円と27円50銭」を「270,655円と28円35銭」に改める。</p>		
<p>事業計画の認可の公告並びに同条第15項の規定による施行規程及び事業計画の変更の公告</p>		<p>附則 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担については、なお従前の例による。</p>		
		<p style="text-align: center;">規 則</p> <p>次に掲げる規則を公布する。 令和4年12月9日 世田谷区長 保坂展人</p>		
	補助54号線沿道地区			

<p>世田谷区規則第108号 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則</p> <hr/> <p>世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則(令和2年11月世田谷区規則第120号)の一部を次のように改正する。 本則中「令和4年12月31日」を「令和5年3月31日」に改める。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p> <hr/> <p>次に掲げる規則を公布する。 令和4年12月28日 世田谷区長 保 坂 展 人</p>	<p>世田谷区非常勤職員規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区非常勤職員規則(昭和32年4月世田谷区規則第5号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条第1項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「同法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項に、「職員を」を「ものを」に改める。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、同法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)(以下「新法」という。)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、新法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、この規則による改正後の世田谷区非常勤職員規則の規定を適用する。</p>	<p>同法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)(以下「新法」という。)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、新法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、この規則による改正後の勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則の規定を適用する。</p> <hr/> <p>職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>職員の管理職手当に関する規則(平成19年3月世田谷区規則第35号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第1項に後段として次のように加える。</p> <p>この場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の管理職手当の額は、同表に定める定年前再任用短時間勤務職員に係る管理職手当の額に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年3月世田谷区条例第14号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>第2条第2項中「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年3月世田谷区条例第14号。以下「勤務時間条例」という。)」を「勤務時間条例」に改め、同条第3項を削る。</p> <p>附則第2項を次のように改める。 (経過措置) 2 当分の間、条例附則第11項の規定の適用を受ける職員の管理職手当の額は、別表に定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。 附則に次の1項を加える。</p> <p>3 当分の間、前項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項の規定の適用については、同項中「同項」とあるのは、「附則第2項」とする。</p> <p>附則別表を削る。</p> <p>別表備考以外の部分中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表備考を削る。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは</p>
<p>世田谷区規則第109号 世田谷区非常勤職員規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第110号 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第111号 勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第112号 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第113号 職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第114号 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第115号 職員の結核休養に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第116号 世田谷区職員住宅の設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第117号 世田谷区契約事務規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第118号 世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第119号 世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第120号 世田谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第121号 世田谷区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第122号 世田谷区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則</p>	<p>職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>職員の給与に関する条例施行規則(昭和38年7月世田谷区規則第10号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条の3中「第6条の2の規定による育児短時間勤務職員等及び条例第6条の3の規定による再任用短時間勤務職員」を「第6条第8項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び条例第6条の2に規定する育児短時間勤務職員等」に改める。</p> <p>附 則 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p> <hr/> <p>勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則(平成6年9月世田谷区規則第105号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第3号中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項に、「職員に」を「ものに」に改める。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、</p>	

第3項の規定により採用された職員の管理職手当の額は、その者がこの規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の規則別表に定める額とする。

3 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第2条第1項及び別表の規定を適用する。

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年6月世田谷区規則第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中イをアとし、同号ロ中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、同号ロを同号イとする。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の職員の単身赴任手当に関する規則の規定を適用する。

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成4年3月世田谷区規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（経過措置）

2 当分の間、条例附則第11項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第2条第1項各号及び第3条第1項各号に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

職員の結核休養に関する条例施行規

則の一部を改正する規則

職員の結核休養に関する条例施行規則（昭和30年2月世田谷区規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第4号を次のように改める。

(4) 退職後引き続き地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された場合には、前後の職員としての在職期間は、勤続期間として相互通算する。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の職員の結核休養に関する条例施行規則の規定を適用する。

世田谷区職員住宅の設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区職員住宅の設置及び管理に関する規則（昭和41年3月世田谷区規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同号イ及びウ中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第1号様式の(1)から第1号様式の(3)までを次のように改める。

様式省略

第3号様式から第5号様式までの規定中「」を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、この規則による改正後の世田谷区職員住宅の設置及び管理に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第1号アに規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則の規定を適用する。

世田谷区契約事務規則の一部を改正

する規則

世田谷区契約事務規則（昭和39年3月世田谷区規則第4号）の一部を次のように改正する。

第29条中「1,300,000円」を「500,000円」に改め、「関する契約」の次に「であって、区長が特に必要と認めるもの」を加える。

第30条の見出し中「決定方法」を「決定方法等」に改め、同条第1項中「前条」を「契約担当者は、前条」に、「10分の9から10分の7まで」を「100分の92から100分の75まで」に改め、同条第2項及び第3項中「前項」を「契約担当者は、前項」に改め、同条に次の2項を加える。

4 契約担当者は、第1項の規定にかかわらず必要と認める場合は、予定価格の範囲内において、入札結果を反映して、最低制限価格を定めることができる。

5 契約担当者は、前項の規定により最低制限価格を定める場合は、あらかじめその算定方法を公表し、開札後直ちにその契約に係る最低制限価格を決定しなければならない。

附則

1 この規則は、令和5年1月10日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の世田谷区契約事務規則の規定は、施行日以後の公告又は指名に係る競争入札による工事又は製造その他の請負に関する契約（以下「契約」という。）（令和5年4月1日以後に締結するものに限る。）について適用し、施行日前の公告又は指名に係る競争入札による契約及び同月1日前に締結する契約については、なお従前の例による。

世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区特別区税条例施行規則（昭和40年3月世田谷区規則第15号）の一部を次のように改正する。

第6条の2の見出し中「附記事項等」を「付記事項等」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「附記事項」を「付記事項」に改め、同項第8号の次に次の2号を加える。

(8)の2 区民税の納税義務者（前年の合計所得金額が1,000万円以下である者に限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（法第328条に規定する退職手当等）に限る。次号において同じ。）に係る所得を有する者であって、前年の合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）（アにおいて「申告対象配偶者」という。）の次に掲げる事項

ア 氏名、生年月日及び個人番号並びにその者の前年の合計所得金額（個人番号を有しない者にあっては、氏名及び生年月日並びにその者の前年の合計所得金額）並びに申告者と別居している申告対象配偶者については、当該申告対象配偶者の住所並びに国外居住者である申告対象配偶者については、その旨

<p>イ その他参考となるべき事項 (8)の3 扶養親族(退職手当等に係る所得を有する者に限る。アにおいて同じ。)の次に掲げる事項 ア 氏名、申告者との続柄、生年月日及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名、申告者との続柄及び生年月日)並びに申告者と、別居している扶養親族については、当該扶養親族の住所並びに国外居住者である扶養親族については、その旨 イ その他参考となるべき事項 第6条の2第1項第9号中「控除対象扶養親族」の次に「又は前号に規定する者」を加え、同項第10号中「その旨」の次に「並びにその他参考となるべき事項」を加え、同条第3項を第5項とし、同条第2項中「前項第9号」を「第1項第8号の3又は第9号」に改め、同項ただし書中「第2条の3の3第10項若しくは第11項又は第2条の3の6第9項若しくは第10項」を「第2条の3の3第12項若しくは第13項若しくは第2条の3の6第11項若しくは第12項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。 2 国外居住者に係る前項第8号の2又は第8号の3に掲げる事項を記載した法第317条の3第3項の確定申告書を提出する者が当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則(昭和40年大蔵省令第11号)第47条の2第5項及び第6項に規定する書類を3月15日までに区長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第194条第4項、第195条第4項、第195条の2第2項若しくは第203条の6第3項の規定により提出し、若しくは提示し、又は施行規則第2条の2第4項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは区長に提示し、若しくは施行規則第2条の3の3第10項若しくは第13項若しくは第2条の3の6第9項若しくは第12項の規定により</p>	<p>提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。 3 国外居住者に係る第1項第8号の3に掲げる事項を記載した法第317条の3第3項の確定申告書を提出する者が当該国外居住者に係る扶養控除額の控除を受けようとする場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第47条の2第5項及び第6項に規定する書類を3月15日までに区長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第194条第4項、第195条第4項若しくは第203条の6第3項の規定により提出し、若しくは提示し、又は施行規則第2条の2第4項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは区長に提示し、若しくは施行規則第2条の3の3第11項若しくは第13項若しくは第2条の3の6第10項若しくは第12項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。 第6号様式を次のように改める。 様式省略 第6号の5様式の(3)を次のように改める。 様式省略 附 則 1 この規則は、令和5年1月1日から施行する。ただし、第6条の2の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分の改正規定は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の第6条の2第1項(同項各号列記以外の部分を除く。)、第2項及び第3項並びに第6号様式及び第6号の5様式の(3)の規定は、令和5年度以後の年度分の特別区民税について適用し、令和4年度分までの特別区民税については、なお従前の例による。 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第6号様式及び第6号の5様式の(3)の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。</p>	<p>世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則(平成12年3月世田谷区規則第39号)の一部を次のように改正する。 第51条の表を次のように改める。</p> <table border="1"> <tr> <th>廃棄物処理手数料の額</th> <th>有料粗大ごみ処理券の種別及び枚数</th> </tr> <tr> <td>200円</td> <td>有料粗大ごみ処理券A 1枚</td> </tr> <tr> <td>400円</td> <td>有料粗大ごみ処理券A 2枚</td> </tr> <tr> <td>600円</td> <td>有料粗大ごみ処理券B 2枚</td> </tr> <tr> <td>900円</td> <td>有料粗大ごみ処理券B 3枚</td> </tr> <tr> <td>1,100円</td> <td>有料粗大ごみ処理券A 1枚 有料粗大ごみ処理券B 3枚</td> </tr> <tr> <td>1,300円</td> <td>有料粗大ごみ処理券A 2枚 有料粗大ごみ処理券B 3枚</td> </tr> <tr> <td>1,600円</td> <td>有料粗大ごみ処理券A 2枚 有料粗大ごみ処理券B 4枚</td> </tr> <tr> <td>2,300円</td> <td>有料粗大ごみ処理券A 1枚 有料粗大ごみ処理券B 7枚</td> </tr> <tr> <td>3,200円</td> <td>有料粗大ごみ処理券A 1枚 有料粗大ごみ処理券B 10枚</td> </tr> </table> <p>第53条の表有料ごみ処理券・特大の項中「2,660円」を「3,045円」に改め、同表有料ごみ処理券・大の項中「3,420円」を「3,910円」に改め、同表有料ごみ処理券・中の項中「1,520円」を「1,740円」に改め、同表有料ごみ処理券・小の項中「760円」を「870円」に改める。 第55条各号列記以外の部分中「より区長が」を「よる」に、「を減額し、又は免除する者及びその減額割合は、次の」を「の減免の割合は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条に次の1項を加える。 2 前項各号に定めるもののほか、動物死体届出書により動物の死体の届出をした者(当該死体の存する土地又は建物の所有者又は占有者に限る。)であつて、当該動物の所有者又は占有者でないものについては、条例第57条に規定する動物死体処理手数料を免除する。 別表第1備考以外の部分を次のように改める。</p>	廃棄物処理手数料の額	有料粗大ごみ処理券の種別及び枚数	200円	有料粗大ごみ処理券A 1枚	400円	有料粗大ごみ処理券A 2枚	600円	有料粗大ごみ処理券B 2枚	900円	有料粗大ごみ処理券B 3枚	1,100円	有料粗大ごみ処理券A 1枚 有料粗大ごみ処理券B 3枚	1,300円	有料粗大ごみ処理券A 2枚 有料粗大ごみ処理券B 3枚	1,600円	有料粗大ごみ処理券A 2枚 有料粗大ごみ処理券B 4枚	2,300円	有料粗大ごみ処理券A 1枚 有料粗大ごみ処理券B 7枚	3,200円	有料粗大ごみ処理券A 1枚 有料粗大ごみ処理券B 10枚
廃棄物処理手数料の額	有料粗大ごみ処理券の種別及び枚数																					
200円	有料粗大ごみ処理券A 1枚																					
400円	有料粗大ごみ処理券A 2枚																					
600円	有料粗大ごみ処理券B 2枚																					
900円	有料粗大ごみ処理券B 3枚																					
1,100円	有料粗大ごみ処理券A 1枚 有料粗大ごみ処理券B 3枚																					
1,300円	有料粗大ごみ処理券A 2枚 有料粗大ごみ処理券B 3枚																					
1,600円	有料粗大ごみ処理券A 2枚 有料粗大ごみ処理券B 4枚																					
2,300円	有料粗大ごみ処理券A 1枚 有料粗大ごみ処理券B 7枚																					
3,200円	有料粗大ごみ処理券A 1枚 有料粗大ごみ処理券B 10枚																					

別表第1 (第44条関係)
粗大ごみの廃棄物処理手数料

種目	番号	品目	通常単価	持込単価				
電気・ガス・石油器具	1	ミシン(卓上式のもの)	900円	400円	9	暖房器具(重さが10キログラムを超え20キログラム以下のもの)	900円	400円
	2	ミシン(卓上式以外のもの)	2,300円	1,100円	10	扇風機	400円	200円
	3	ガステーブル又はガスコンロ	400円	200円	11	除湿器(重さが10キログラム以下のもの)	400円	200円
	4	電子レンジ	900円	400円	12	除湿器(重さが10キログラムを超え20キログラム以下のもの)	900円	400円
	5	炊飯器	400円	200円	13	加湿器	400円	200円
	6	オーブントースター	400円	200円	14	掃除機	400円	200円
	7	食器洗い乾燥機	1,300円	600円	15	照明器具	400円	200円
	8	暖房器具(重さが10キログラム以下のもの)	400円	200円				

世田谷区公報

	16	ステレオセット (幅が50センチメートル以下のもの)	400円	200円		14	パイプハンガー	400円	200円	
	17	ステレオセット (幅が50センチメートルを超え90センチメートル以下のもの)	900円	400円		15	袖なし机	900円	400円	
	18	ステレオセット (幅が90センチメートルを超えるもの)	2,300円	1,100円		16	片袖机	1,300円	600円	
	19	スピーカー (最長辺が50センチメートル以下のもの1個)	400円	200円		17	両袖机	3,200円	1,600円	
	20	スピーカー (最長辺が50センチメートルを超えるもの1個)	900円	400円		18	敷物 (広さが2畳以下のもの)	400円	200円	
	21	オーディオ機器 (単体のもの。スピーカーを除く。)	400円	200円		19	敷物 (広さが2畳を超え6畳以下のもの)	900円	400円	
	22	ビデオデッキ、DVDレコーダー、ブルーレイディスクレコーダー又はHDDレコーダー	400円	200円		20	敷物 (広さが6畳を超えるもの)	1,300円	600円	
家具・寝具	1	収納家具類 (最長辺とその次に長い辺の合計が140センチメートル以下のもの)	400円	200円		21	アコーディオンカーテン	900円	400円	
	2	収納家具類 (最長辺とその次に長い辺の合計が140センチメートルを超え200センチメートル以下のもの)	900円	400円		22	ブラインド	400円	200円	
	3	収納家具類 (最長辺とその次に長い辺の合計が200センチメートルを超え270センチメートル以下のもの)	1,300円	600円		23	ベッドマット	1,300円	600円	
	4	収納家具類 (最長辺とその次に長い辺の合計が270センチメートルを超えるもの)	2,300円	1,100円		24	ベッド (シングルサイズ又はセミダブルサイズのもの)	1,300円	600円	
	5	テーブル又は座卓 (電気こたつを含む。以下同じ。)(最長辺が80センチメートル以下のもの)	400円	200円		25	ベッド (ダブルサイズ以上のもの)	2,300円	1,100円	
	6	テーブル又は座卓 (最長辺が80センチメートルを超え160センチメートル以下のもの)	900円	400円		26	布団	400円	200円	
	7	テーブル又は座卓 (最長辺が160センチメートルを超えるもの)	1,300円	600円		オフィスオートメーション機器	1	プリンター又はコピー機 (重さが10キログラム以下のもの)	400円	200円
	8	ソファ (幅が70センチメートル以下のもの)	900円	400円		2	プリンター又はコピー機 (重さが10キログラムを超え20キログラム以下のもの)	900円	400円	
	9	ソファ (幅が70センチメートルを超え150センチメートル以下のもの)	1,300円	600円		3	ファクシミリ付電話	400円	200円	
	10	ソファ (幅が150センチメートルを超えるもの)	2,300円	1,100円		趣味用品	1	スキー板	400円	200円
	11	いす (重さが10キログラム以下のもの)	400円	200円		2	ゴルフ用具	400円	200円	
	12	いす (重さが10キログラムを超え20キログラム以下のもの)	900円	400円		その他	1	スーツケース	400円	200円
	13	姿見	400円	200円		2	畳	1,300円	600円	
					3	物干し台 (コンクリート製の土台が付いていないもの)	400円	200円		
					4	物干し台 (コンクリート製の土台が付いているもの)	1,300円	600円		
					5	水槽 (最長辺が60センチメートル以下のもの)	400円	200円		
					6	水槽 (最長辺が60センチメートルを超えるもの)	900円	400円		
					7	自転車 (タイヤの径が16インチ以下のもの)	400円	200円		
					8	自転車 (タイヤの径が16インチを超えるもの)	900円	400円		
					9	電動アシスト自転車	1,300円	600円		
					10	脚立	400円	200円		
					11	ベビーカー (1人用のもの)	400円	200円		
					12	ベビーカー (2人以上用のもの)	900円	400円		
					13	ベビーベッド	900円	400円		
					14	ごみ箱	400円	200円		

第12号様式中「40円」を「46円」に改める。

第20号様式から第23号様式までを次のように改める。
様式省略

附 則

- この規則は、令和5年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第55条各号列記以外の部分の改正規定及び同条に1項を加える改正規定並びに附則第3項の規定は、同年2月1日から施行する。
- この規則による改正後の世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則(以下「新規則」という。)第51条の規定は、施行日以後に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る有料粗大ごみ処理券の交付について適用し、施行日前に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る有料粗大ごみ処理券の交付については、なお従前の例による。
- 新規則第55条第2項の規定は、令和5年2月1日以後に行われる動物の死体の届出に係る世田谷区清掃・リサイクル条例(平成11年12月世田谷区条例第52号)第57条に規定する動物死体処理手数料について適用する。
- 新規則別表第1の規定は、施行日以後に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

世田谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区国民健康保険条例施行規則(昭和34年11月世田谷区規則第10号)の一部を次のように改正する。

第33号の2様式中「振替額」を「振替済額」に、「振替合計額」を「振替済合計額」に改める。

第41号の2様式の(1)及び第41号の2様式の(2)を次のように改める。

様式省略

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。ただし、第33号の2様式の改正規定は、公布の日から施行する。

世田谷区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区介護保険条例施行規則(平成12年3月世田谷区規則第43号)の一部を次のように改正する。

第23条第5項中「第14号様式」を「第14号様式の(1)(2)」に、「第15号様式」を「第15号様式の(1)(2)」に改める。

第1号様式裏面以外の部分中「特別徴収(年金からの天引き)で保険料をお支払いいただいている方の場合、翌年度仮徴収期間(4月・6月・8月)の年金から徴収される金額は、今年度第6期の保険料額と同じになります(介護保険法第140条の規定による)」を「介護保険法第140条の規定により、翌年度仮徴収期間(4月・6月・8月)の天引き額は、今年度第6期の介護保

険料額と同じになります。ただし、介護保険法施行規則第158条第2項の規定により、8月の天引き額は変更される可能性があります」に、「保険料通知」を「介護保険料に関する通知」に改める。

第14号様式及び第15号様式を削り、第13号様式の次に次の4様式を加える。

様式省略

附 則

- この規則は、令和5年1月1日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の第14号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、この規則による改正後の第14号様式の(1)の規定に基づき作成された様式の用紙とみなす。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の第15号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、この規則による改正後の第15号様式の(1)の規定に基づき作成された様式の用紙とみなす。

世田谷区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則

世田谷区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成12年9月世田谷区規則第127号)の一部を次のように改正する。

第1条の3中「第44条の7第1項」を「第44条の11第1項」に改める。

第1条の4中「第44条の7第3項」を「第44条の11第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎世田谷区告示第909号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年12月1日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第910号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年12月1日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第911号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同

法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年12月1日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第912号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年12月1日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第913号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の20第1項の規定により指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

令和4年12月1日
世田谷区長 保坂展人

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 1 事業者の名称 | 株式会社ケアビィ |
| 2 主たる事務所の所在地 | 東京都板橋区徳丸二丁目7番26号シルクハイッ徳丸102号室 |
| 3 事業所の名称 | スタンドアウト世田谷 |
| 4 事業所の所在地 | 東京都世田谷区南鳥山六丁目36番10号PLAZA20501号室 |
| 5 事業所番号 | 1331204915 |
| 6 事業の種類 | 特定相談支援事業 |
| 7 事業の主たる対象者 | 身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等患者 |
| 8 指定の年月日 | 令和4年12月1日 |

◎世田谷区告示第914号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の25第3項の規定による変更の届出及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の32第1項の規定による変更の届出があったので、世田谷区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成24年3月世田谷区規則第25号)第8条第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年12月1日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第915号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和4年12月5日

世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第916号

令和4年12月7日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和4年12月8日

世田谷区長 保坂展人
令和4年度世田谷区一般会計補正予算（第5次）
別添省略

◎世田谷区告示第917号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年12月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
 - (1) 28-1
 - (2) 28-1
- 2 変更の区間
 - (1) 世田谷区豪徳寺一丁目2068番78の内
 - (2) 世田谷区豪徳寺一丁目2068番78の内
- 3 変更の区域
 - (1) 延長 12.03メートル
幅員 0.61メートル
面積 8.96平方メートル
 - (2) 延長 13.14メートル
幅員 0.63メートル
面積 8.38平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年12月9日

◎世田谷区告示第918号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和4年12月9日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名
特別区道
- 2 指定区間
世田谷区北烏山四丁目34番先から
世田谷区北烏山四丁目35番先まで
- 3 指定年月日

令和4年12月9日

◎世田谷区告示第919号

世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日について都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年12月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称 世田谷区立上北沢しゃりん公園
- 2 位置 東京都世田谷区上北沢一丁目5番3号
- 3 区域 別紙案内図のとおり
- 4 供用開始の期日 令和4年12月9日

別紙省略

◎世田谷区告示第920号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年12月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区弦巻五丁目619番16地先無番から619番93地先無番まで
- 3 変更の区域

延長	13.67メートル
幅員	2.49メートル
面積	34.05平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年12月12日

◎世田谷区告示第921号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和4年12月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
31-G096-02
- 2 一部を廃止する起終点
(旧) 弦巻五丁目691番21地先無番から691番57地先無番まで
(新) 弦巻五丁目691番21地先無番から691番24地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和4年12月12日

◎世田谷区告示第922号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のよ

うに指定する。

この関係図面は、令和4年12月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
31-G096-06
- 2 指定する起終点
弦巻五丁目619番15地先無番から619番57地先無番まで
- 3 用途
区管理道路

◎世田谷区告示第923号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年12月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区玉川台二丁目453番2地先無番
- 3 変更の区域

延長	11.79メートル
幅員	0.21メートルから 0.23メートルまで
面積	2.66平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年12月12日

◎世田谷区告示第924号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和4年12月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
31-G071-02
- 2 一部を廃止する起終点
(旧) 世田谷区玉川台二丁目453番3地先無番から453番2地先無番まで
(新) 世田谷区玉川台二丁目453番3地先無番
- 3 廃止の期日
令和4年12月12日

◎世田谷区告示第925号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和4年12月12日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第926号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年12月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
 - (1) 40-1
 - (2) 40-1
- 2 供用開始の区間
 - (1) 世田谷区成城六丁目330番2から332番2まで
 - (2) 世田谷区成城六丁目314番5から312番4まで
- 3 供用開始の区域
 - (1) 延長 58.86メートル
幅員 3.00メートルから5.00メートルまで
面積 178.58平方メートル
 - (2) 延長 69.06メートル
幅員 2.88メートルから6.40メートルまで
面積 309.56平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年12月13日

◎世田谷区告示第927号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年12月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
48-40
- 2 変更の区間
世田谷区上祖師谷七丁目967番9
- 3 変更の区域
延長 3.61メートル
幅員 0.60メートルから0.79メートルまで
面積 3.18平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年12月13日

◎世田谷区告示第928号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年12月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区喜多見四丁目3522番9地先無番から3520番5まで
- 3 変更の区域
延長 40.19メートル

- 幅員 1.17メートルから1.18メートルまで
面積 48.35平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年12月13日

◎世田谷区告示第929号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年12月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
 - (1) 28-1
 - (2) 28-1
- 2 変更の区間
 - (1) 世田谷区喜多見八丁目2175番41の内
 - (2) 世田谷区喜多見八丁目2175番41の内
- 3 変更の区域
 - (1) 延長 4.36メートル
幅員 0.25メートルから0.27メートルまで
面積 1.18平方メートル
 - (2) 延長 2.91メートル
幅員 0.22メートルから0.24メートルまで
面積 0.66平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年12月13日

◎世田谷区告示第930号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年12月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
 - (1) 28-1
 - (2) 28-1
- 2 変更の区間
 - (1) 世田谷区桜上水三丁目264番51
 - (2) 世田谷区桜上水三丁目264番52
- 3 変更の区域
 - (1) 延長 7.97メートル
幅員 0.32メートルから0.36メートルまで
面積 2.82平方メートル
 - (2) 延長 11.71メートル
幅員 0.28メートルから0.31メートルまで
面積 3.63平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年12月13日

◎世田谷区告示第931号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年12月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
43-6
- 2 変更の区間
世田谷区北烏山一丁目999番110
- 3 変更の区域
延長 16.39メートル
幅員 0.99メートルまで
面積 16.28平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年12月13日

◎世田谷区告示第932号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和4年12月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
43-6
- 2 変更の区間
世田谷区北烏山一丁目999番111
- 3 変更の区域
延長 0.05メートル
幅員 0.99メートル
面積 0.05平方メートル

◎世田谷区告示第933号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年12月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区太子堂四丁目466番13の内
- 3 変更の区域
延長 4.45メートル
幅員 0.42メートルから0.46メートルまで
面積 1.99平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年12月13日

◎世田谷区告示第934号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年12月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号

世田谷区公報

28-1 2 変更の区間 世田谷区三宿二丁目392番15の内 3 変更の区域 延長 8.38メートル 幅員 0.17メートルから 0.18メートルまで 面積 1.48平方メートル 4 供用開始の期日 令和4年12月13日	2 指定取消年月日 令和4年12月12日 3 指定取消の位置 世田谷区上野毛二丁目12番3の一部及び12番4の一部 4 道路の幅員 4.00メートル 5 道路の延長 9.57メートル 6 申請者氏名 大和地所レジデンス株式会社 代表取締役 下村俊二	2 指定取消年月日 令和4年12月14日 3 指定取消の位置 世田谷区等々力八丁目67番34の一部及び67番36の一部 4 道路の幅員 4.00メートル 5 道路の延長 13.75メートル 6 申請者氏名 株式会社モリモト 代表取締役 森本浩義
---	---	---

◎世田谷区告示第935号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。
 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。
 令和4年12月13日
 世田谷区長 保坂展人
 1 指定取消番号 第2907号

◎世田谷区告示第936号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。
 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。
 令和4年12月15日
 世田谷区長 保坂展人
 1 指定取消番号 第2906号

◎世田谷区告示第937号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び世田谷区財政状況の公表に関する条例（昭和39年3月世田谷区条例第8号）の規定により、次のように本区財政状況を公表する。
 令和4年12月15日
 世田谷区長 保坂展人

1. 一般会計予算執行状況

歳入		歳出	
予算現額	3,719億4,525万円	予算現額	3,719億4,525万円
収入済額	1,624億8,702万円	支出済額	1,337億6,713万円
収入率	43.7%	執行率	36.0%

2. 特別会計予算執行状況

	予算現額	歳入		歳出	
		収入済額	収入率	支出済額	執行率
国民健康保険事業会計	833億1,643万円	359億5,932万円	43.2%	301億3,844万円	36.2%
後期高齢者医療会計	240億2,659万円	93億4,651万円	38.9%	74億9,410万円	31.2%
介護保険事業会計	729億5,042万円	318億5,161万円	43.7%	277億8,265万円	38.1%
学校給食費会計	33億7,698万円	13億6,070万円	40.3%	10億1,582万円	30.1%

3. 区有財産現在高

土地	254万7773.03㎡
建物	128万4955.12㎡
工作物	304億7,917万円
有価証券(株券)	4億3,000万円
出資による権利	28億4,296万円
債権	52億8,238万円
基金	1,372億9,350万円

4. 区民の特別区税負担

特別区税（区民税、軽自動車税、たばこ税、入湯税）の予算額を区民1人あたり及び1世帯あたりの負担額に換算すると次のようになります。

年度	1人あたり	1世帯あたり
4年度	13万8,826円	25万8,489円
3年度	12万8,448円	24万304円

※9月30日現在の特別区税予算額と10月1日現在の人口、世帯に基づき算出しました。

5. 特別区債現在高の状況

3年度末現在高	637億9,881万円
---------	-------------

償還額(4～9月に返済した元金)	18億4,600万円
4年4～9月の発行額	0円
4年9月末現在高	619億5,281万円

6. 一時借入金
上半期は、必要としませんでした。

※各表の数値は、項目ごとに1万円未満を四捨五入しているため、合計額等が一致しない場合があります。

◎世田谷区告示第938号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和4年12月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
 - (1) 28-1
 - (2) 28-1
- 2 変更の区間
 - (1) 世田谷区赤堤四丁目900番1の内
 - (2) 世田谷区赤堤四丁目900番1の内
- 3 変更の区域
 - (1) 延長 3.24メートル
幅員 0.18メートルから
0.24メートルまで
面積 0.68平方メートル
 - (2) 延長 17.08メートル
幅員 0.20メートルから
0.27メートルまで
面積 4.08平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年12月16日

◎世田谷区告示第939号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和4年12月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区赤堤四丁目900番1の内
- 3 変更の区域
 - 延長 0.05メートル
 - 幅員 0.18メートル
 - 面積 0.009平方メートル

◎世田谷区告示第940号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年12月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号

- 40-1
- 2 変更の区間
世田谷区喜多見九丁目1577番3の内から1577番7まで
- 3 変更の区域
 - 延長 12.74メートル
 - 幅員 0.18メートル
 - 面積 2.32平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年12月16日

◎世田谷区告示第941号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年12月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
32-E021-02
- 2 変更の区間
世田谷区新町一丁目180番1の内
- 3 変更の区域
 - 延長 19.52メートル
 - 幅員 0.18メートル
 - 面積 3.56平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年12月19日

◎世田谷区告示第942号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年12月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区喜多見九丁目1603番4の内
- 3 変更の区域
 - 延長 18.85メートル
 - 幅員 0.22メートルから
0.31メートルまで
面積 5.10平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年12月19日

◎世田谷区告示第943号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和4年12月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
杉並区下高井戸一丁目28番15の内
- 3 変更の区域
 - 延長 18.74メートル
 - 変更後幅員 3.76メートルから
3.77メートルまで
面積 4.07平方メートル

◎世田谷区告示第944号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年12月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
40-1
- 2 変更の区間
世田谷区成城三丁目2018番1地先無番から2016番9まで
- 3 変更の区域
 - 延長 20.75メートル
 - 幅員 0.00メートルから
1.55メートルまで
面積 11.07平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年12月19日

◎世田谷区告示第945号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和4年12月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
44-G010
- 2 廃止する起終点
世田谷区成城三丁目1989番3地先

無番から2018番1地先無番まで
3 廃止の期日
令和4年12月19日

◎世田谷区告示第946号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年12月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
43-10
- 2 変更の区間
世田谷区岡本一丁目1283番2
- 3 変更の区域
延長 20.56メートル
幅員 1.00メートル
面積 20.57平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年12月19日

◎世田谷区告示第947号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和4年12月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
11-G185
- 2 廃止する起終点
世田谷区北沢二丁目1082番2の内から1087番4の内まで
- 3 道路の延長
109.07メートル
- 4 道路の幅員
4.00メートルから13.33メートルまで
- 5 道路の面積
741.69平方メートル
- 6 廃止の期日
令和4年12月19日

◎世田谷区告示第948号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第1項の規定に基づき区管理道路線を次のように指定し、同規則第4条第1項及び第3項の規定に基づき新たに指定した区管理道路線(自転車歩行者道)の区域を決定し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年12月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
11-G187
- 2 指定する起終点

世田谷区北沢二丁目1082番2の内から1087番4の内まで

- 3 道路の延長
109.07メートル
- 4 道路の幅員
4.00メートルから13.30メートルまで
- 5 道路の面積
734.41平方メートル
- 6 立体的区域の区間
世田谷区北沢二丁目1082番2の内から1087番4の内まで
- 7 立体的区域の延長
109.07メートル
- 8 供用開始の期日
令和4年12月19日
- 9 用途
区管理道路(自転車歩行者道)

◎世田谷区告示第949号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年12月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-5
- 2 変更の区間
世田谷区南烏山六丁目249番1の内から248番1の内まで
- 3 変更の区域
延長 30.50メートル
幅員 0.36メートルから0.53メートルまで
面積 13.07平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年12月19日

◎世田谷区告示第950号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年12月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区等々力六丁目40番64地先無番
- 3 変更の区域
延長 6.36メートル
幅員 0.72メートル
面積 4.63平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年12月20日

◎世田谷区告示第951号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を

次のように廃止する。

この関係図面は、令和4年12月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
33-G101
- 2 一部を廃止する起終点
(旧)世田谷区等々力六丁目40番62地先無番から40番33地先無番まで
(新)世田谷区等々力六丁目40番30地先無番から40番33地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和4年12月20日

◎世田谷区告示第952号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和4年12月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
33-G101-01
- 2 指定する起終点
世田谷区等々力六丁目40番62地先無番
- 3 用途
区管理道路

◎世田谷区告示第953号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年12月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
11-D072-07
- 2 変更の区間
世田谷区大原一丁目1106番1の内
- 3 変更の区域
延長 8.65メートル
幅員 0.67メートルから0.69メートルまで
面積 5.93平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年12月20日

◎世田谷区告示第954号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第6条の2の規定に基づき、区管理道路線の供用を次のように開始する。

この関係図面は、令和4年12月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。
 令和4年12月20日
 世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
 11-D072-03

2 供用開始の区間
 世田谷区大原一丁目1106番47の内
 から1106番45の内まで

3 供用開始の区域
 延長 0.05メートル
 幅員 0.67メートル
 面積 0.03平方メートル

4 供用開始の期日
 令和4年12月20日

◎世田谷区告示第955号
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成
 14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2
 項の規定に基づき、区管理道路線を次のよ
 うに廃止する。
 この関係図面は、令和4年12月20日から
 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理
 課において一般の縦覧に供する。
 令和4年12月20日
 世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
 21-G137

2 廃止する起終点
 世田谷区松原一丁目1801番18地先
 無番から1801番19地先無番まで

3 廃止の期日
 令和4年12月20日

◎世田谷区告示第956号
 令和4年第2回世田谷区議会臨時会を下
 記により招集する。
 令和4年12月20日
 世田谷区長 保坂展人
 記

1 招集する年月日 令和4年12月
 21日(水)午
 後1時

2 招集する場所 世田谷区議会
 議場

3 案 件
 (1) 議案
 令和4年度世田谷区一般会計補
 正予算(第6次)

◎世田谷区告示第957号
 世田谷区公契約の労働報酬下限額に
 ついて
 世田谷区公契約条例(平成26年9月世田
 谷区条例第27号)第4条第3項第1号の規
 定に基づき、予定価格が世田谷区公契約条
 例施行規則(平成26年9月世田谷区規則第
 67号)第5条第1項に定める額以上の公契
 約において事業者が労働者に支払う職種ご
 との労働報酬の下限とすべき額(以下「労
 働報酬下限額」という。)を次のように定
 める。
 令和4年12月20日
 世田谷区長 保坂展人

号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)
1	特殊作業員	2,731円
2	普通作業員	2,370円
3	軽作業員	1,658円
4	造園工	2,338円
5	法面工	2,986円
6	とび工	2,965円
7	石工	2,901円
8	ブロック工	2,689円
9	電工	2,837円
10	鉄筋工	2,986円
11	鉄骨工	2,731円
12	塗装工	3,220円
13	溶接工	3,326円
14	運転手(特殊)	2,689円
15	運転手(一般)	2,242円
16	潜かん工	3,305円
17	潜かん世話役	3,921円
18	さく岩工	3,326円
19	トンネル特殊工	3,188円
20	トンネル作業員	2,689円
21	トンネル世話役	3,592円
22	橋りょう特殊工	3,230円
23	橋りょう塗装工	3,315円
24	橋りょう世話役	3,794円
25	土木一般世話役	2,816円
26	高級船員	3,241円
27	普通船員	2,572円
28	潜水士	4,505円
29	潜水連絡員	3,220円
30	潜水送気員	3,135円
31	山林砂防工	2,859円
32	軌道工	5,143円
33	型わく工	2,827円
34	大工	2,720円
35	左官	2,986円
36	配管工	2,561円
37	はつり工	2,720円
38	防水工	3,220円
39	板金工	3,092円
40	タイル工	-
41	サッシ工	2,837円
42	屋根ふき工	-
43	内装工	2,975円
44	ガラス工	2,805円
45	建具工	-
46	ダクト工	2,529円
47	保温工	2,455円
48	建築ブロック工	-
49	設備機械工	2,476円
50	交通誘導員A	1,743円
51	交通誘導員B	1,509円
52	上記以外の職種	1,230円

備考

1 第1号から第51号までに掲げる職種の意義は、国土交通省が示す公共工事設計労務単価における51職種の技能労働者の定義の例による。

2 第1号から第51号までの規定にかかわらず、次の各号に該当する労働者は、当該各号に定める労働報酬下限額を適用する。

(1) 事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者 1,365円

(2) 工事の請負に係る契約以外の契約(指定管理者の業務に係る協定を含む。)の業務に従事する労働者 第52号に掲げる額

3 「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため、「-」で表示する。

附則
 この告示は、令和5年4月1日以後に締結する公契約(この告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)について適用する。

◎世田谷区告示第958号
 令和4年12月21日招集の令和4年第2回世田谷区議会臨時会の案件を、下記のとおり追加する。
 令和4年12月20日
 世田谷区長 保坂展人
 記

案 件
 1 請願の処理

◎世田谷区告示第959号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和4年12月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和4年12月21日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 28-1

2 変更の区間
 世田谷区豪徳寺一丁目2065番1の内

3 変更の区域
 延長 9.29メートル
 幅員 0.54メートルから
 0.55メートルまで

面積 5.07平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和4年12月21日

◎世田谷区告示第960号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和4年12月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和4年12月21日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
 (1) 36-5
 (2) 28-1
- 2 変更の区間
 (1) 世田谷区上馬一丁目519番2の内
 (2) 世田谷区上馬一丁目519番2の内
- 3 変更の区域
 (1) 延長 7.83メートル
 幅員 0.25メートル
 面積 3.20平方メートル
 (2) 延長 16.33メートル
 幅員 0.31メートルから
 0.43メートルまで
 面積 5.81平方メートル
- 4 供用開始の期日
 令和4年12月21日

◎世田谷区告示第961号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和4年12月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和4年12月21日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
 28-1
- 2 変更の区間
 世田谷区松原三丁目951番7の内から951番6の内まで
- 3 変更の区域
 延長 11.55メートル
 幅員 0.30メートルから
 0.31メートルまで
 面積 3.56平方メートル
- 4 供用開始の期日
 令和4年12月21日

◎世田谷区告示第962号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和4年12月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和4年12月21日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
 28-1
- 2 変更の区間
 世田谷区成城四丁目526番50の内
- 3 変更の区域

延長 7.65メートル
 幅員 0.63メートル
 面積 4.86平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和4年12月21日

◎世田谷区告示第963号
 令和4年12月21日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。
 令和4年12月22日
 世田谷区長 保坂展人
 令和4年度世田谷区一般会計補正予算(第6次)
 別添省略

◎世田谷区告示第964号
 世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。
 令和4年12月22日
 世田谷区長 保坂展人
 別紙省略

◎世田谷区告示第965号
 世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。
 令和4年12月22日
 世田谷区長 保坂展人
 別紙省略

◎世田谷区告示第966号
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。
 この関係図面は、令和4年12月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和4年12月23日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
 13-G011
- 2 変更の区間
 世田谷区上馬一丁目566番28の内
- 3 変更の区域
 延長 3.55メートル
 幅員 1.01メートルから
 2.97メートルまで
 面積 2.16平方メートル
- 4 供用開始の期日
 令和4年12月23日

◎世田谷区告示第967号
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更する。
 この関係図面は、令和4年12月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月23日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
 13-G011
- 2 変更の区間
 世田谷区上馬一丁目566番28の内
- 3 変更の区域
 延長 0.05メートル
 幅員 1.03メートル
 面積 0.05平方メートル

◎世田谷区告示第968号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和4年12月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和4年12月23日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
 (1) 28-1
 (2) 28-1
- 2 変更の区間
 (1) 世田谷区野沢一丁目582番8の内
 (2) 世田谷区野沢一丁目582番8の内
- 3 変更の区域
 (1) 延長 11.66メートル
 幅員 0.61メートルから
 0.66メートルまで
 面積 7.51平方メートル
 (2) 面積 2.31平方メートル
- 4 供用開始の期日
 令和4年12月23日

◎世田谷区告示第969号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。
 この関係図面は、令和4年12月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和4年12月23日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
 28-1
- 2 変更の区間
 世田谷区野沢一丁目582番8の内
- 3 変更の区域
 延長 0.05メートル
 幅員 0.66メートル
 面積 0.03平方メートル

◎世田谷区告示第970号
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。
 この関係図面は、令和4年12月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和4年12月23日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
 31-D162-11

2 変更の区間
世田谷区桜新町一丁目433番4の内

3 変更の区域
延長 14.71メートル
幅員 0.11メートルから
0.18メートルまで
面積 2.54平方メートル

4 供用開始の期日
令和4年12月23日

◎世田谷区告示第971号
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。
令和4年12月23日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第972号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和4年12月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和4年12月26日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区松原一丁目15番11の内から15番10の内まで

3 変更の区域
延長 8.49メートル
幅員 0.28メートルから
0.34メートルまで
面積 2.66平方メートル

4 供用開始の期日
令和4年12月26日

◎世田谷区告示第973号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。
この関係図面は、令和4年12月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和4年12月27日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
22-D046-06

2 変更の区間
世田谷区宮坂二丁目2091番8の内

3 変更の区域
延長 9.81メートル
幅員 0.56メートルから
0.61メートルまで
面積 5.80平方メートル

4 供用開始の期日
令和4年12月27日

◎世田谷区告示第974号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和4年12月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和4年12月27日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区上祖師谷七丁目889番41

3 変更の区域
延長 9.11メートル
幅員 1.15メートル
面積 11.23平方メートル

4 供用開始の期日
令和4年12月27日

◎世田谷区告示第975号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。
この関係図面は、令和4年12月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和4年12月27日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
11-G019

2 一部を廃止する起終点
（旧）世田谷区大原一丁目1269番26地先無番から1269番18地先無番まで
（新）世田谷区大原一丁目1269番18地先無番

3 廃止の期日
令和4年12月27日

◎世田谷区告示第976号
世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。
令和4年12月28日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

公 告

◎世田谷区公告第102号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。
令和4年12月1日
世田谷区長 保坂展人

1 都市計画の種類

東京都市計画高度地区

2 都市計画を定める土地の区域
削除する部分
第1種高度地区
世田谷区桜上水五丁目、松原一丁目、野毛一丁目、喜多見五丁目、成城八丁目、成城九丁目、千歳台一丁目、千歳台二丁目、千歳台五丁目、給田五丁目、上北沢二丁目、上北沢三丁目及び上北沢四丁目各地下
19m第2種高度地区
世田谷区経堂四丁目、桜丘二丁目、北沢一丁目、北沢五丁目、松原一丁目、松原二丁目、瀬田一丁目、瀬田二丁目、玉川二丁目、大蔵三丁目、船橋一丁目、上北沢三丁目、上北沢四丁目、給田二丁目、給田三丁目及び八幡山三丁目各地下
31m第2種高度地区
世田谷区喜多見九丁目及び船橋五丁目各地下
第3種高度地区
世田谷区経堂二丁目、経堂三丁目、松原二丁目、上北沢三丁目及び上北沢四丁目各地下
28m第3種高度地区
世田谷区瀬田二丁目地内
追加する部分
第1種高度地区
世田谷区喜多見九丁目、給田二丁目及び給田三丁目各地下
15m第1種高度地区
世田谷区成城九丁目地内
16m第2種高度地区
世田谷区野毛一丁目地内
19m第2種高度地区
世田谷区経堂二丁目、経堂三丁目、桜上水五丁目、松原一丁目、松原二丁目、大蔵三丁目、成城八丁目、千歳台一丁目、千歳台二丁目、千歳台五丁目、船橋五丁目、上北沢二丁目、上北沢三丁目、上北沢四丁目、給田五丁目、南鳥山二丁目及び南鳥山三丁目各地下
25m第2種高度地区
世田谷区喜多見五丁目地内
第3種高度地区
世田谷区経堂四丁目、桜丘二丁目、大原一丁目、大原二丁目、松原一丁目、松原二丁目、船橋一丁目、上北沢三丁目、上北沢四丁目及び八幡山三丁目各地下
28m第3種高度地区
世田谷区北沢一丁目及び北沢五丁目各地下
45m第3種高度地区
世田谷区玉川二丁目、瀬田一丁目及び瀬田二丁目各地下

3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

4 縦覧期間
令和4年12月1日から同月15日ま

で
5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第103号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。
令和4年12月1日
世田谷区長 保坂展人

1 都市計画の種類
東京都市計画防火地域及び準防火地域

2 都市計画を定める土地の区域
削除する部分
防火地域
世田谷区松原二丁目、松原三丁目、南烏山二丁目及び南烏山三丁目各地方内
準防火地域
世田谷区経堂二丁目、松原一丁目、瀬田一丁目、瀬田二丁目及び玉川二丁目各地方内
追加する部分
防火地域
世田谷区経堂二丁目、松原一丁目、瀬田一丁目、瀬田二丁目及び玉川二丁目各地方内
準防火地域
世田谷区松原二丁目、松原三丁目、野毛一丁目、成城八丁目、南烏山二丁目及び南烏山三丁目各地方内

3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

4 縦覧期間
令和4年12月1日から同月15日まで

5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第104号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。
令和4年12月1日
世田谷区長 保坂展人

1 都市計画の種類
東京都市計画特別工業地区

2 都市計画を定める土地の区域
削除する部分
世田谷区船橋五丁目地内

3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

4 縦覧期間
令和4年12月1日から同月15日まで

5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第105号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。
令和4年12月1日
世田谷区長 保坂展人

1 都市計画の種類
東京都市計画文教地区

2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区奥沢一丁目及び奥沢二丁目各地方内

3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

4 縦覧期間
令和4年12月1日から同月15日まで

5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第106号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。
令和4年12月1日
世田谷区長 保坂展人

1 都市計画の種類
東京都市計画地区計画明大前駅前広場周辺地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区松原二丁目地内

3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

4 縦覧期間
令和4年12月1日から同月15日まで

で
5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第107号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。
令和4年12月1日
世田谷区長 保坂展人

1 都市計画の種類
東京都市計画地区計画明大前駅北側地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区松原二丁目地内

3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

4 縦覧期間
令和4年12月1日から同月15日まで

5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第108号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。
令和4年12月1日
世田谷区長 保坂展人

1 都市計画の種類
東京都市計画地区計画大蔵三丁目地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区大蔵三丁目地内

3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

4 縦覧期間
令和4年12月1日から同月15日まで

5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第109号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第

1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和4年12月1日
世田谷区長 保坂展人

- 都市計画の種類
東京都市計画地区計画成城八丁目地区地区計画
- 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区成城八丁目地内
- 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 縦覧期間
令和4年12月1日から同月15日まで
- 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第110号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和4年12月1日
世田谷区長 保坂展人

- 都市計画の種類
東京都市計画地区計画世田谷西部地域千歳台地区地区計画
- 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区千歳台二丁目及び千歳台五丁目各地内
- 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 縦覧期間
令和4年12月1日から同月15日まで
- 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第111号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出

出することができる。

令和4年12月1日
世田谷区長 保坂展人

- 都市計画の種類
東京都市計画地区計画世田谷西部地域成城地区地区計画
- 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区成城九丁目地内
- 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 縦覧期間
令和4年12月1日から同月15日まで
- 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第112号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和4年12月1日
世田谷区長 保坂展人

- 都市計画の種類
東京都市計画地区計画世田谷西部地域大蔵・喜多見地区地区計画
- 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区喜多見五丁目地内
- 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 縦覧期間
令和4年12月1日から同月15日まで
- 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第113号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和4年12月1日
世田谷区長 保坂展人

- 都市計画の種類
東京都市計画地区計画世田谷西部地域北烏山・給田地区地区計画
- 都市計画を定める土地の区域
変更する部分

世田谷区給田五丁目地内

- 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 縦覧期間
令和4年12月1日から同月15日まで
- 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第114号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和4年12月1日
世田谷区長 保坂展人

- 都市計画の種類
東京都市計画地区計画芦花公園駅南口地区地区計画
- 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区南烏山二丁目、南烏山三丁目及び南烏山四丁目各地内
- 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 縦覧期間
令和4年12月1日から同月15日まで
- 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第115号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和4年12月1日
世田谷区長 保坂展人

- 都市計画の種類
東京都市計画防災街区整備地区計画北沢五丁目・大原一丁目地区防災街区整備地区計画
- 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区北沢五丁目地内
- 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 縦覧期間
令和4年12月1日から同月15日まで

で
5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第116号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。
令和4年12月1日
世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画沿道地区計画世田谷区環七大原・羽根木地区沿道地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区大原一丁目及び大原二丁目地内
- 3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和4年12月1日から同月15日まで
- 5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第117号
世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第16条において準用する同条例第14条第1項の規定により、地区街づくり計画の変更の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。
なお、その変更の案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の変更の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。
令和4年12月1日
世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称
大原・羽根木地区地区街づくり計画
- 2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区大原一丁目及び大原二丁目地内
- 3 地区街づくり計画の変更の案の縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間
令和4年12月1日から同月15日まで
- 5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第118号
世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第16条において準用する同条例第14条第1項の規定により、地区街づくり計画の変更の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。
なお、その変更の案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の変更の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。
令和4年12月1日
世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称
明大前駅周辺地区地区街づくり計画
- 2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区松原一丁目及び松原二丁目各々地内
- 3 地区街づくり計画の変更の案の縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間
令和4年12月1日から同月15日まで
- 5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第119号
世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第16条において準用する同条例第14条第1項の規定により、地区街づくり計画の変更の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。
なお、その変更の案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の変更の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。
令和4年12月1日
世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称
大蔵三丁目地区地区街づくり計画
- 2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区大蔵三丁目地内
- 3 地区街づくり計画の変更の案の縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間
令和4年12月1日から同月15日まで
- 5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第120号
世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第16条において準用する同条例第14条第1項の規定により、地区街づくり計画の変更の案を次のとおり公告

するとともに、公衆の縦覧に供する。
なお、その変更の案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の変更の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。
令和4年12月1日
世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称
成城八丁目地区地区街づくり計画
- 2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区成城八丁目地内
- 3 地区街づくり計画の変更の案の縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間
令和4年12月1日から同月15日まで
- 5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第121号
世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第16条において準用する同条例第14条第1項の規定により、地区街づくり計画の変更の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。
なお、その変更の案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の変更の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。
令和4年12月1日
世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称
世田谷西部地域千歳台地区地区街づくり計画
- 2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区千歳台二丁目及び千歳台五丁目各々地内
- 3 地区街づくり計画の変更の案の縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間
令和4年12月1日から同月15日まで
- 5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第122号
世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第16条において準用する同条例第14条第1項の規定により、地区街づくり計画の変更の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。
なお、その変更の案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の変更の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和4年12月1日
世田谷区長 保坂展人

1 地区街づくり計画の名称
世田谷西部地域成城地区地区街づくり計画

2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区成城九丁目地内

3 地区街づくり計画の変更の案の縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

4 縦覧期間及び意見書の提出期間
令和4年12月1日から同月15日まで

5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第123号
世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第16条において準用する同条例第14条第1項の規定により、地区街づくり計画の変更の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。
なお、その変更の案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の変更の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和4年12月1日
世田谷区長 保坂展人

1 地区街づくり計画の名称
世田谷西部地域大蔵・喜多見地区地区街づくり計画

2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区喜多見五丁目地内

3 地区街づくり計画の変更の案の縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

4 縦覧期間及び意見書の提出期間
令和4年12月1日から同月15日まで

5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第124号
世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第16条において準用する同条例第14条第1項の規定により、地区街づくり計画の変更の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。
なお、その変更の案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の変更の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和4年12月1日
世田谷区長 保坂展人

1 地区街づくり計画の名称
世田谷西部地域北烏山・給田地区地区街づくり計画

2 地区街づくり計画を変更する土地の

位置及び区域
世田谷区給田五丁目地内

3 地区街づくり計画の変更の案の縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

4 縦覧期間及び意見書の提出期間
令和4年12月1日から同月15日まで

5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第125号
世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第16条において準用する同条例第14条第1項の規定により、地区街づくり計画の変更の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。
なお、その変更の案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の変更の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和4年12月1日
世田谷区長 保坂展人

1 地区街づくり計画の名称
芦花公園駅南口地区地区街づくり計画

2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区南烏山二丁目、南烏山三丁目及び南烏山四丁目各々地内

3 地区街づくり計画の変更の案の縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

4 縦覧期間及び意見書の提出期間
令和4年12月1日から同月15日まで

5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第126号
世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第16条において準用する同条例第14条第1項の規定により、地区街づくり計画の変更の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。
なお、その変更の案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の変更の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和4年12月1日
世田谷区長 保坂展人

1 地区街づくり計画の名称
芦花公園駅周辺地区地区街づくり計画

2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区南烏山二丁目及び南烏山三丁目各々地内

3 地区街づくり計画の変更の案の縦覧場所

世田谷区都市整備政策部都市計画課

4 縦覧期間及び意見書の提出期間
令和4年12月1日から同月15日まで

5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第127号
世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第16条において準用する同条例第14条第1項の規定により、地区街づくり計画の変更の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。
なお、その変更の案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の変更の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和4年12月1日
世田谷区長 保坂展人

1 地区街づくり計画の名称
上北沢駅周辺地区地区街づくり計画

2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区上北沢三丁目及び上北沢四丁目各々地内

3 地区街づくり計画の変更の案の縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

4 縦覧期間及び意見書の提出期間
令和4年12月1日から同月15日まで

5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第128号
開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年12月5日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区深沢四丁目51番7	東京都渋谷区鉢山町13番4号 ヒルサイドウエストB棟2階 株式会社アーキネット 代表取締役 織山和久

◎世田谷区公告第129号
建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により認定した建築物について、同条第8項の規定により一団地の区域等を次のとおり公告するとともに、当該区域等を表示した図書を公衆の縦覧に供

する。
 令和4年12月8日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 認定年月日及び認定番号
 令和4年11月29日付第R04認定0028号
- 2 一団地の区域(地名地番)
 世田谷区大蔵五丁目2番3の一部及び22の一部
- 3 建築物の名称
 大蔵プロジェクト マザーハウス新築工事 小屋新築工事
- 4 縦覧場所
 東京都世田谷区玉川一丁目20番1号
 世田谷区都市整備政策部内

◎世田谷区公告第130号
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
 令和4年12月21日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 東京都市計画道路事業補助線街路第54号線
- 2 縦覧場所
 世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第131号
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
 令和4年12月21日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 東京都市計画道路事業幹線街路放射第23号線
- 2 縦覧場所
 世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第132号
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
 令和4年12月21日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 東京都市計画道路事業幹線街路放射第23号線及び幹線街路環状第7号線
- 2 縦覧場所

世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第133号
 予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第3項の規定に基づき実施する新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種について、実施内容を次のとおり変更したので公告する。
 令和4年12月23日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 予防接種の種類
 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種
- 2 予防接種の対象者
 世田谷区内に居住する生後6月以上の者
- 3 予防接種を行う期間
 令和4年12月23日から令和5年3月31日まで
- 4 予防接種を行う場所
 世田谷区内の指定施設及び指定医療機関
- 5 予防接種を行う医師の氏名
 前項に規定する指定医療機関において掲示するもの
- 6 使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者
 別紙のとおり
- 7 予防接種を受けることが適当でない者
 (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者
 (2) 明らかな発熱を呈している者
 (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 (4) 当該予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 (5) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 8 接種の判断を行うに際して注意を要する者
 (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
 (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 (3) 過去にけいれんの既往のある者
 (4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
 (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
 (6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム(ラテックス)が含まれている製剤を使用する場合におけるラテックス過敏症のある者

別紙
 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用するワクチン及び当該ワクチ

ンの接種を受けることができる者
 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者は、次のとおりとする。

1 初回接種(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)(令和3年2月16日付厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知。以下「大臣指示」という。))3(1)に規定する初回接種をいう。以下同じ。)
 次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者(世田谷区内に居住する生後6月以上の者をいう。以下同じ。))のうち同表の右欄に掲げる者(既に第一期追加接種(大臣指示3(2))に規定する第一期追加接種をいう。以下同じ。)、第二期追加接種(大臣指示3(3))に規定する第二期追加接種をいう。以下同じ。))又は令和四年秋開始接種(大臣指示3(4)に規定する令和四年秋開始接種をいう。以下同じ。))を受けたものを除く。)とする。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。))第14条の承認を受けたものに限る。以下「ファイザー(従来型)」という。	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。以下「モデルナ(従来型)」という。	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものに限る。以下「ファイザー(5歳~11歳用)」という。	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

2 第一期追加接種
 次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者のうち同表の右欄に掲げる者(既に第二期追

<p>加接種又は令和四年秋開始接種を受けたものを除く。)とする。</p>		<p>トジナメランを含むものに限り。</p>	
ファイザー (従来型)	12歳以上の者	<p style="text-align: center;">規 則 (教)</p> <p>次に掲げる規則を公布する。 令和4年12月28日 世田谷区教育委員会</p>	
モデルナ (従来型)	12歳以上の者		
ファイザー (5歳～11歳用)	5歳以上12歳未満の者	<p>世田谷区教育委員会規則第18号 世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区教育委員会規則第19号 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区教育委員会規則第20号 教職調整額に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区教育委員会規則第21号 幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区教育委員会規則第22号 幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区教育委員会規則第23号 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則</p>	
<p>3 第二期追加接種 次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者のうち同表の右欄に掲げる者 (既に令和四年秋開始接種を受けたものを除く。)とする。</p>		<p style="text-align: center;">世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則 (平成2年3月世田谷区教育委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条第1項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「同法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項」に、「職員を」を「ものを」に改める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 暫定再任用短時間勤務職員 (地方公務員法の一部を改正する法律 (令和3年法律第63号) 附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。) は、同法による改正後の地方公務員法 (昭和25年法律第261号) (以下「新法」という。) 第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、新法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、この規則による改正後の教職調整額に関する規則の規定を適用する。</p>	
ファイザー (従来型)	18歳以上の者 (18歳以上60歳未満の者) については、基礎疾患 (新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き第2章2(2)アの表1 (以下「手引き表1」という。)) に規定する基礎疾患をいう。) を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの (以下「基礎疾患を有する者等」という。) 並びに医療従事者等 (手引き表1に掲げる医療従事者等をいう。以下同じ。) 及び高齢者施設等の従事者 (手引き表1に掲げる高齢者施設等の従事者をいう。以下同じ。) に限る。	<p style="text-align: center;">世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則 (平成2年3月世田谷区教育委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条第1項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「同法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項」に、「職員を」を「ものを」に改める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 暫定再任用短時間勤務職員 (地方公務員法の一部を改正する法律 (令和3年法律第63号) 附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。) は、同法による改正後の地方公務員法 (昭和25年法律第261号) (以下「新法」という。) 第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、新法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、この規則による改正後の教職調整額に関する規則の規定を適用する。</p>	
モデルナ (従来型)	18歳以上の者 (18歳以上60歳未満の者) については、基礎疾患を有する者等並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。	<p style="text-align: center;">幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則 (平成12年3月世田谷区教育委員会規則第11号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条中「第7条の2の規定による育児短時間勤務職員等及び条例第7条の3の規定による再任用短時間勤務職員」を「第7条第7項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び条例第7条の2に規定する育児短時間勤務職員等」に改める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">教職調整額に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>教職調整額に関する規則 (平成12年3月世田谷区教育委員会規則第23号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項」に、「職員に」を「ものに」に改める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 暫定再任用短時間勤務職員 (地方公務員法の一部を改正する法律 (令和3年法律第63号) 附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。) は、同法による改正後の地方公務員法 (昭和25年法律第261号) (以下「新法」という。) 第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、新法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、この規則による改正後の教職調整額に関する規則の規定を適用する。</p>	
<p>4 令和四年秋開始接種 次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者のうち同表の右欄に掲げる者とする。</p>		<p style="text-align: center;">幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則 (平成12年3月世田谷区教育委員会規則第14号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第1項に後段として次のように加える。</p> <p>この場合において、地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの (以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) の管理職手当の額は、同表に定める定年前再任用短時間勤務職員に係る管理職手当の額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成12年3月世田谷区条例第21号。以下「勤務時間条例」という。) 第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。</p> <p>第2条第2項中「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成12</p>	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2) (令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)	12歳以上の者	<p style="text-align: center;">幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則 (平成12年3月世田谷区教育委員会規則第11号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条中「第7条の2の規定による育児短時間勤務職員等及び条例第7条の3の規定による再任用短時間勤務職員」を「第7条第7項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び条例第7条の2に規定する育児短時間勤務職員等」に改める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">教職調整額に関する規則</p> <p>教職調整額に関する規則 (平成12年3月世田谷区教育委員会規則第23号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項」に、「職員に」を「ものに」に改める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 暫定再任用短時間勤務職員 (地方公務員法の一部を改正する法律 (令和3年法律第63号) 附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。) は、同法による改正後の地方公務員法 (昭和25年法律第261号) (以下「新法」という。) 第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、新法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、この規則による改正後の世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則の規定を適用する。</p>	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2) (令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの (ファイザー (5歳～11歳用) を除く。) であって、トジナメラン及びリルトジナメラン又はトジナメラン及びファミ	12歳以上の者	<p style="text-align: center;">幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則 (平成12年3月世田谷区教育委員会規則第11号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条中「第7条の2の規定による育児短時間勤務職員等及び条例第7条の3の規定による再任用短時間勤務職員」を「第7条第7項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び条例第7条の2に規定する育児短時間勤務職員等」に改める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">教職調整額に関する規則</p> <p>教職調整額に関する規則 (平成12年3月世田谷区教育委員会規則第23号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項」に、「職員に」を「ものに」に改める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 暫定再任用短時間勤務職員 (地方公務員法の一部を改正する法律 (令和3年法律第63号) 附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。) は、同法による改正後の地方公務員法 (昭和25年法律第261号) (以下「新法」という。) 第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、新法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、この規則による改正後の世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則の規定を適用する。</p>	

年3月世田谷区条例第21号。以下「勤務時間条例」という。)]を「勤務時間条例」に改め、同条第3項を削る。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(経過措置)

2 当分の間、条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員の管理職手当の額は、別表に定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)

3 当分の間、前項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項の規定の適用については、同項中「同項」とあるのは、「附則第2項」とする。

別表備考以外の部分中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表備考を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員の管理職手当の額は、その者がこの規則による改正後の幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される改正後の規則別表に定める額とする。

3 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第2条第1項及び別表の規定を適用する。

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則(平成12年3月世田谷区教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(経過措置)

2 当分の間、条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第2条第1項各号及び第3条第1項各号に定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則(平成12年3月世田谷区教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成12年3月世田谷区条例第22号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第2条第1項を次のように改める。

義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に定める額(その者が、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))であるときは、その者の属する職務の級に対応する同表に定める額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年3月世田谷区条例第21号。以下「勤務時間条例」という。)第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第2条第2項中「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年3月世田谷区条例第21号。以下「勤務時間条例」という。)]を「勤務時間条例」に改め、同条第3項を削る。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(経過措置)

2 当分の間、条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の月額、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、10円未満の端数がある場合はこれを切り捨てて。)とする。

3 当分の間、前項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項の規定の適用については、同項中「同項」とあるのは、「附則第2項」とする。

別表再任用職員以外の職員の項及び再任用職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員の義務教育等教員特別手当の月額は、その者

がこの規則による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される改正後の規則別表定年前再任用短時間勤務職員の項に定める額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

3 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第2条第1項及び別表の規定を適用する。

告示(選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。

令和4年12月1日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第27号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定における令和4年12月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。

令和4年12月1日

世田谷区選挙管理委員会

50分の1の数 15,450

6分の1の数 128,746

40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 195,413

◎世田谷区選挙管理委員会告示第28号

選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項(第30条の12において準用する場合を含む。)の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和4年12月1日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第29号

世田谷区選挙執行規程(平成12年3月世田谷区選挙管理委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

令和4年12月21日

世田谷区選挙管理委員会

第69条中「同一の」を「委員会が交付する第20号様式の選挙公報掲載文原稿用紙（委員会が提供する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下「原稿用紙」という。）に記載した同一の」に、「2葉を添えて、第20号様式」を「2葉又は記録した掲載文及び掲載写真を添えて、第21号様式」に改める。

第70条の見出し中「記載」の次に「又は記録」を加え、同条第1項中「委員会が交付する第21号様式の選挙公報掲載文原稿用紙」を「原稿用紙」に、「黒色の色素によって記載しなければ」を「無彩色で記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第4項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条第5項中「記載しよう」を「記載し、又は記録しよう」に改める。

第71条第1項中「記載した」を「記載し、又は記録した」に改め、「の記載」の次に「又は記録」を加える。

第72条第1項中「を修正し、又は掲載の申請を撤回しよう」を「の修正をし、又は掲載の申請の撤回をしよう」に改め、同条第2項中「又は新たな掲載写真2葉」を「若しくは新たな掲載写真2葉又は新たに記録した掲載文若しくは掲載写真」に改める。

第76条第1項中「写真製版により」を削る。

第20号様式を削り、第21号様式中「第70条関係」を「第69条関係」に改め、同様式を第20号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式省略

第22号様式の(1)中「を添えて」を「又は記録した掲載文を添えて」に改める。
記録した写真

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第11号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき、第29回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和4年12月21日

世田谷区農業委員会会長

穴戸 幸男

- 1 開催日時 令和4年12月27日（火）
午後3時00分
- 2 開催場所 三軒茶屋分庁舎3階会議室
- 3 審議事項
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について